

地環第355号
平成18年6月29日

埋めてはいけない！核のゴミ・実行委員会・みずなみ
代表 市川 千年
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
代表 兼松 秀代 } 様

岐阜県環境生活部
地球環境課長



ウラン残土れんがの持ち込み拒否を求める申入書に係る質問書
について (回答)

平成18年6月2日付け標記質問書について、下記のとおり回答します。

記

1 安心して暮らすことができる岐阜県の実現について

岐阜県では、「確かな明日の見えるふるさと岐阜県」の実現に向けて「活力ある地域づくり」、「安全・安心な地域づくり」、「地域を支える人づくり」を県政推進の3本柱としております。

「安全・安心な地域づくり」については、例えばフェロシルト問題のように、土壌・水質・放射線調査を行い、専門家の意見を聴いたうえで、措置命令を発出するとともに、業者を告発するなど、これまでも県民の安全・安心を第一に考えた対応をしてまいりました。

こうした危機や不安から県民を守ることは県政の原点であり、迅速、透明、厳格を基本に対応して、安全・安心な地域づくりをさらに推進してまいります。

2 方面のウラン残土れんがの東濃地科学センター管内への搬入の可能性について

鳥取県湯梨浜町方面地区のウラン残土の件については、4月19日及び5月25日に日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の担当理事等から、加工したれんがの安全性については製造後に確認が行われることや搬出先が未定であること、関係自治体の意向を十分に尊重すること等の説明を受けています。

その際に、岐阜県としては、こうした不確実な状況では、れんがの県内への搬入を受け入れるわけにはいかないと原子力機構に伝えております。

今後とも、安全性を第一として対応していく考えです。

3 1995年12月28日の四者協定とウラン残土れんが持ち込みの可能性について

(1)～(4)について

岐阜県としては、法令上の放射性廃棄物に該当するかどうかという問題にかかわらず、また、どのような場所に持ち込まれるかにかかわらず、そもそも県民の安全・安心の観点から、れんがの安全性の確認が一番の問題であると考えております。

したがって、安全性の確認ができない状況では、れんがの県内への搬入を受け入れるわけにはいかないと原子力機構に伝えております。

4 被曝の危険性について

空間放射線線量率については、一般公衆が最も近づける場所において、周辺地域の空間放射線線量率と同等であることが望ましいと、現時点では考えております。

具体的な段階に至った場合は、専門家の意見を聴きながら適切に判断してまいります。

5 岐阜県のホームページ上での情報提供について

(1)～(3)について

ご指摘を受け、6月2日に更新作業を行いました。県のHPには、記者発表した情報を必ず掲載し、県民に周知することとなっておりますので、以後、速やかな情報提供に努めてまいります。

(4)について

記者クラブへの情報提供の内容が原子力機構についての事案であったことから、電子メールで、原子力機構に情報提供しました。